

平成29年度

林業就労改善推進事業補助金

評価表 NO.

30

所管部課名	林務水産課	担当者	種田・井上					
事務事業名	林業振興育成費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	11,350 千円	国県支出金 千円	一般財源 11,350 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	認定林業事業体作業員数		50人		平成34年度			
成果指標②	民有林の森林整備実施面積		200ha		平成34年度			
補助対象者	認定林業事業体							
補助対象経費	認定林業事業体の作業班員の就労の安定化及び間伐、人工造林、被害木整理など民有林における計画的な森林整備の実施に関する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 新規就労支援・・・林業事業体が雇用する新規就労者の社会保険料等を支援 ② 民有林森林整備支援・・・林業事業体が実施する民有林の森林整備を支援							
	分類	☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	① 新規就労者（3年未満）の社会保険、退職金共済の掛金の3分の1以内 ② 国・県の森林整備事業における標準単価の10%以内							
上記項目の 積算方法	林業就労改善推進事業補助金交付要領							
補助 過 去 3 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	48,344,023	49.2%	39,322,264	41.5%	29,709,789	20.2%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	48,344,023	49.2%	39,322,264	41.5%	29,709,789	20.2%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	8,143,292	8.3%	9,824,930	10.4%	12,895,461	8.8%
		県補助金	41,692,374	42.5%	45,640,296	48.2%	104,406,146	71.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	98,179,689	100.0%	94,787,490	100.0%	147,011,396	100.0%
	支出	事業費	98,179,689	100.0%	94,787,490	100.0%	147,011,396	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	98,179,689	100.0%	94,787,490	100.0%	147,011,396	100.0%
	支出計/前年度支出計				96.5%		155.1%	
	自己資金/前年度自己資金				81.3%		75.6%	
	翌年度繰越金/市補助金			0.0%	0.0%		0.0%	
	交付件数		3		15		18	
	成果指標の推移①		6		20		21	
	成果指標の推移②		98.34ha		123.00ha		167.60ha	
特記すべき事項等	【今年度改善点】 本市民有林の適切な森林管理・整備の促進を図り、持続可能な森林経営及び公益的機能を発揮させるため、平成28年度から、間伐に加え人工造林や被害木整理など、森林整備全般を対象とした。 【前回評価】 平成26年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」、指摘事項は「特になし」 【前回評価への回答】 「該当なし」 【事業のPR方法】 「特になし」 【費用対効果】 台風被害木の整理などを実施し森林の適正管理を図る 【補助事業以外の事業】 市有林の経営委託 【その他】 「特になし」							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・森林は、国土の保全をはじめ、水源のかん養、木材等の生産など多面的機能の発揮により市民生活及び経済等に貢献しており、計画的な森林整備を促進することにより、その機能に維持・増進を図ることができる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① ・認定林業事業体は、森林所有者から森林経営の委託を受け、民有林の森林整備に携わっており、新規就労者の確保・育成と、民有林の森林整備の促進について、認定林業事業体を支援することにより、本市民有林の適正な森林管理・整備を推進することができる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・森林の有する機能の維持・増進を図るためには、計画的な森林整備を進める必要があり、そのためには担い手である林業事業体の育成・支援は必要不可欠である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	・認定林業事業体は、民有林の森林整備を行う主体であり、支援を行うことにより適正な森林管理・整備が推進されるとともに、森林所有者の負担軽減にもつながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	・就労安定化の推進 作業班員のうち、新規就労者（3年未満）の社会保険、退職金共済の掛金の3分の1以内。 ・民有林における森林整備 国・県の森林整備事業における標準単価の10%以内
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	・社会保険料等の助成については、新規就労者の確保・育成を図るため、3年未満の作業班員を対象に支援している。 ・本市民有林の森林資源の維持・増進を図り、将来にわたり持続的な森林・林業経営の促進や、公益的機能の発揮を図るために行う森林整備に対し支援している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	・認定林業事業体は県が認可した事業者で、民有林の森林整備を促進するための経費であり、公益性は認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	・担い手である認定林業事業体の新規就労者の確保・育成及び民有林整備に係る森林所有者の負担軽減を図るための支援であり、計画的な民有林の森林整備を促進するための効果的な手段であると考え。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	・認定林業事業体を実施する事業であり、森林の有する多面的機能を持続的に発揮されるため、本市民有林の適正な管理・整備を推進する経費である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 就労条件の厳しい林業就労者の確保や木材価格の低迷により、認定林業事業体の経営を支える上では必要な措置と考える。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			《まとめ》

林業就労改善推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる林業就労改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がないものに対して交付する。

- (1) 補助金の対象者は認定林業事業体とする。
- (2) 事業計画の内容が認定林業事業体作業班員の就労の安定化及び間伐、人工造林、被害木整理など民有林における計画的な森林整備の実施に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる事業に必要と認められる経費。

- (1) 林業就労改善推進事業として、作業班員の就労条件の向上及び就労の安定化を推進するための経費。
- (2) 国・県の森林整備関係補助事業を活用し、間伐、人工造林、被害木整理など民有林における森林整備を計画的に推進するための経費。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費。

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 第4条第1項第2号の事業にあつては、県に提出した補助金交付申請書

の写し

- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認める書類

(交付の申請)

第6条 規則第5条に基づき申請を行う。

- 2 前項の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の事業にあつては、社会保険・退職金共済加入状況表（様式第2号）
(2) 第4条第1項第2号の事業にあつては、森林整備事業計画書（様式第3号）

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 林業就労改善推進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
(2) 第4条第1項第1号の事業にあつては、社会保険・退職金共済加入状況表（様式第2号）及び加入状況が判る証明書等の写し
(3) 第4条第1項第2号の事業にあつては、森林整備事業実績書（様式第3号）及び県に提出した実績報告書の写し
(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 認定林業事業体作業班員数
(2) 民有林の森林整備実施面積

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 2 1 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 2 2 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 7 月 2 2 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助率
作業班員の就労条件の向上及び 就労の安定化を推進 （第4条第1項第1号）	作業班員のうち、新規就労者（3年未 満）の社会保険、退職金共済の掛金の 3分の1以内
間伐、人工、被害木整理など、 民有林における森林整備 （第4条第1項第2号）	国・県の森林整備事業における標準単 価の10%以内